



MSIG
三井住友海上

地震保険

万一の震災
にそなえて、
地震保険の
ご準備を。



地震保険は「地震・噴火・津波」を原因とする、火災・

●この保険は「地震保険に関する法律」に基づいて取扱っております。

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損害については「火災保険」では損害保険金をお支払いできません。住まいの火災保険には、地震保険をセットしてご加入ください。

※地震保険の保険金額は、「火災保険」の保険金額の30%~50%の範囲内でお決めください。(ただし、同一の建物や家財について加入された他の地震保険契約と合算して、**建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度**となります。)

地震保険で補償する事故



地震で火災がおり
建物が焼けた。



地震で建物が
倒壊した。



地震による津波により
建物が流された。

地震保険では「保険の対象」である居住用建物または家財が全損、半損または一部損となったときに、保険金が支払われます。

火災保険では、地震による損害は対象となりません。*



- 地震等による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害
 - 火災(発生原因の如何を問いません)が地震などによって延焼・拡大したことにより生じた損害
- これらの損害を補償するためには、**地震保険が必要です。**

※ただし、「地震火災費用保険金」は、お支払いの対象となる場合があります(以下をご参照ください。)

地震保険のお申込み

地震保険のみを単独でご契約いただくことはできません。住まいの火災保険には、ご希望されない場合を除き、地震保険をあわせてご契約いただくことになっております。

●地震保険をおつけになれるものは

- ①居住用の建物(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)
 - ②家財(ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石、美術品等は除かれます。)
- ※上記①、②はそれぞれ、住まいの火災保険の保険の対象である場合に地震保険をご契約いただくことができます。
- ※住まいの火災保険の保険の対象が上記①および②である場合、地震保険の保険の対象として①または②のいずれかを選択することもできます。なお、建物のみが地震保険の保険の対象である場合、家財の損害は補償されません。また、家財のみが地震保険の保険の対象である場合、建物の損害は補償されません。
- ※保険期間中に、建物が住居のみに使用される建物または併用住宅でなくなった場合には、保険の対象が損害を受けても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

地震保険のお申込みをされない場合

地震保険のお申込みをされない場合には、地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物や家財が受けた損害について、火災保険では「地震火災費用保険金」(注)を除き、保険金が支払われません。

なお、この場合には、保険証券の「地震保険金額」欄に金額が記載されませんので後日ご確認ください。

※地震保険をご希望されない場合には、申込書の「地震保険ご確認」欄をお確かめのうえ押印ください。

「地震火災費用保険金」とは

火災保険において、地震等によって火災が発生し、保険の対象が次の損害を受けた場合に限り、[保険金額(火災保険の保険金額)×5%]の額をお支払いするものです(ただし、1回の事故につき300万円が限度となります。)

- 保険の対象が建物の場合…その建物が半焼以上となったとき。
- 保険の対象が家財の場合…その家財を収容する建物が半焼以上となったとき、またはその家財が全焼となったとき。

火災保険の保険期間の途中で地震保険のご契約を希望される場合

建物の火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間の中途から地震保険にご契約いただくことができますので、ご希望される場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。

損壊・埋没・流失による損害を補償します。

地震保険

全損



▷全損とは次の場合をいいます。

- 建物** 地震等により損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の時価額の50%以上となった場合または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合。
(注)地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)に至ったときは、これをその建物の全損とみなします。
- 家財** 地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財の時価額の80%以上となった場合。

▷お支払いする保険金(全損の場合)

- 建物** 建物の地震保険の保険金額の全額(ただし建物の時価額が限度)
- 家財** 家財の地震保険の保険金額の全額(ただし家財の時価額が限度)

半損



▷半損とは次の場合をいいます。

- 建物** 地震等により損害を受け、主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の20%以上50%未満となった場合または焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合。
- 家財** 地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財の時価額の30%以上80%未満となった場合。

▷お支払いする保険金(半損の場合)

- 建物** 建物の地震保険の保険金額の50%(ただし建物の時価額の50%が限度)
- 家財** 家財の地震保険の保険金額の50%(ただし家財の時価額の50%が限度)

一部損



▷一部損とは次の場合をいいます。

- 建物** 地震等により損害を受け、主要構造部(前記に同じ)の損害の額が、その建物の時価額の3%以上20%未満となった場合。
(注)地震等(津波を含む)を原因として、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合において、建物の損害が全損または半損にいたらぬときは、これをその建物の一部損とみなします。[「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。)を超える浸水をいいます。]
- 家財** 地震等により損害を受け、損害の額が保険の対象である家財の時価額の10%以上30%未満となった場合。

▷お支払いする保険金(一部損の場合)

- 建物** 建物の地震保険の保険金額の5%(ただし建物の時価額の5%が限度)
- 家財** 家財の地震保険の保険金額の5%(ただし家財の時価額の5%が限度)

※損害を受けた建物を原状回復するため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用は主要構造部の損害の額に含めるものとします。
 ※損害保険会社全社で算出された保険金の総額が一回の地震等で一定額を超える場合には、お支払いする保険金が削減されることがあります(詳細は4ページをご覧ください)。
 ※「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約いただく保険料

地震保険料は、建物の所在地、構造、お支払い方法等によって異なります。

地震保険の保険金額100万円に対する保険料(一時払の場合)

[1年間/割引なしの場合]

都道府県	構造 鉄筋 コンクリート造・ 鉄骨造等	木造・ 木骨モルタル 塗造等	都道府県	構造 鉄筋 コンクリート造・ 鉄骨造等	木造・ 木骨モルタル 塗造等	都道府県	構造 鉄筋 コンクリート造・ 鉄骨造等	木造・ 木骨モルタル 塗造等	都道府県	構造 鉄筋 コンクリート造・ 鉄骨造等	木造・ 木骨モルタル 塗造等
北海道	650円	1,270円	東京都	1,690円	3,130円	滋賀県	650円	1,270円	香川県	650円	1,560円
青森県	650円	1,270円	神奈川県	1,690円	3,130円	京都府	650円	1,270円	愛媛県	910円	1,880円
岩手県	500円	1,000円	新潟県	650円	1,270円	大阪府	1,050円	1,880円	高知県	910円	2,150円
宮城県	650円	1,270円	富山県	500円	1,000円	兵庫県	650円	1,270円	福岡県	500円	1,000円
秋田県	500円	1,000円	石川県	500円	1,000円	奈良県	650円	1,270円	佐賀県	500円	1,000円
山形県	500円	1,000円	福井県	500円	1,000円	和歌山県	1,690円	3,060円	長崎県	500円	1,000円
福島県	500円	1,000円	山梨県	910円	1,880円	鳥取県	500円	1,000円	熊本県	500円	1,000円
茨城県	910円	1,880円	長野県	650円	1,270円	島根県	500円	1,000円	大分県	650円	1,270円
栃木県	500円	1,000円	岐阜県	650円	1,270円	岡山県	650円	1,270円	宮崎県	650円	1,270円
群馬県	500円	1,000円	静岡県	1,690円	3,130円	広島県	650円	1,270円	鹿児島県	500円	1,000円
埼玉県	1,050円	1,880円	愛知県	1,690円	3,060円	山口県	500円	1,000円	沖縄県	650円	1,270円
千葉県	1,690円	3,060円	三重県	1,690円	3,060円	徳島県	910円	2,150円			

★建物の耐震性能等により10%~30%の割引が適用できる場合があります。詳しくは3ページの「地震保険の割引制度について」の欄をご覧ください。
 ★保険料についての詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

「保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が以下のいずれかに該当し、確認資料をご提出いただいた場合、地震保険料率に下記の割引を適用いたします。ただし、複数の割引の適用条件を満たす場合であっても地震保険の割引は1.～4.のいずれか1つのみの適用となります。

1. 耐震等級割引＜割引率10%～30%＞

対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」といいます。）に規定する日本住宅性能表示基準に定められた「耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」（以下「評価指針」といいます。）に定められた耐震等級を有していること。ただし、割引の適用には、品確法に基づく「建設住宅性能評価書」（写）、「現況検査・評価書」（写）または評価指針に基づく「耐震性能評価書」（写）をご契約者よりご提出いただくことが必要となります。

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

2. 建築年割引＜割引率10%＞

対象建物が昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次に掲げるいずれかの資料をご契約者よりご提出いただき、対象建物の新築年月（昭和57年以降の場合は新築年）が確認できること。

- ①「建物登記簿謄本」（写）、「登記事項要約書」（写）、「建築確認書」（写）等の公的機関等により作成された書類（写）もしくは公表されている資料（写）
- ②宅地建物取引業法第35条の規定により、宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する重要事項説明書（写）

3. 免震建築物割引＜割引率30%＞

対象建物が、品確法に規定する日本住宅性能表示基準に定められた免震建築物であること。ただし、割引の適用には、品確法に基づく「住宅性能評価書」（写）をご契約者よりご提出いただくことが必要となります。

4. 耐震診断割引＜割引率10%＞

対象建物が、耐震診断または耐震改修の結果、対象建物の地震に対する安全性にかかる建築基準法またはこれに基づく命令もしくは条例の規定と同等の耐震性能であること。ただし、割引の適用には、次に掲げるいずれかの資料をご契約者よりご提出いただくことが必要となります。

- ①平成17年3月31日国土交通省告示第385号および同第394号で定められた「耐震基準適合証明書」（写）
- ②平成18年3月31日国土交通省告示第464号で定められた「住宅耐震改修証明書」（写）
- ③平成18年3月31日国土交通省告示第466号で定められた「地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書*」（写）

※平成19年4月の法改正により、同附則第7条第5項に変更

- ④下記Aに掲げる事項がすべて記載され、その内容に相違がない旨を下記Bに掲げる者のいずれかが記名・押印をもって証明した書類。

A. 記載事項

- (a) 建物の所在地
- (b) 耐震診断年月日
- (c) 「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言

B. 証明者

- (a) 建築基準法に規定する指定確認検査機関
- (b) 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築士
- (c) 品確法に規定する登録住宅性能評価機関
- (d) 地方公共団体の長

（注1）上記1.耐震等級割引もしくは3.免震建築物割引の適用を受けようとする場合で、地震保険契約締結時に「建設住宅性能評価書」が指定住宅性能評価機関より交付されていない場合には、「設計住宅性能評価書」（写）をご提出いただくことがあります。

（注2）上記2.①の公的機関等とは、国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関などをいいます。

（注3）対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類および耐震等級または新築年（月）が確認できる保険証券（写）、保険契約証（写）または異動承認書（写）をご提出いただくことで割引適用のための書類の提出を省略することができます。

（注4）注3にかかわらず、継続契約（前契約の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち対象建物が同一のもので、かつ当社とご契約をいただいた保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率を適用する場合には、上記1～4のただし書の資料の提出を省略することができます。

お支払いする保険金の額

保険の対象	地震等による損害の程度	お支払いする保険金(注)の額
建 物	全 損	建物の地震保険の保険金額の全額 (ただし建物の時価額が限度)
	半 損	建物の地震保険の保険金額の50% (ただし建物の時価額の50%が限度)
	一部損	建物の地震保険の保険金額の5% (ただし建物の時価額の5%が限度)
家 財	全 損	家財の地震保険の保険金額の全額 (ただし家財の時価額が限度)
	半 損	家財の地震保険の保険金額の50% (ただし家財の時価額の50%が限度)
	一部損	家財の地震保険の保険金額の5% (ただし家財の時価額の5%が限度)

※72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これを一括して1回の地震等とみなします。

※「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。「地震保険損害認定基準」とは、地震保険の損害認定処理を迅速・的確・公平に行うために(社)日本損害保険協会が制定した損害認定基準のことです。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※時価額…同等の建物・家財の再取得費相当額から、使用による消耗分を差し引いた額

(注)損害保険会社全社で算出した保険金の総額が1回の地震等で5兆5,000億円を超える場合には、お支払いする保険金は下記算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成21年2月現在)

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{5兆5,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

保険金をお支払いしない主な場合

地震等により保険の対象が損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いしません。

警戒宣言が発令された場合のご契約について

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

ご契約にあたっての注意事項

★このパンフレットは「地震保険」のあらましです。ご不明の点がございましたら取扱代理店または当社にお問い合わせください。

【個人情報取扱いについて】

★ご契約に関する個人情報は、当社プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページをご覧ください。

【ご契約時のご注意事項】

★ご契約者と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者にも必ずご説明ください。

★申込書にはご契約内容に関する重要な事項が記載されております。お申込みの際には、申込書の記載事項に誤りがないか十分にご確認ください。申込書の記載事項が事実と相違したときには、保険金をお支払いできない場合や、ご契約が解除となる場合があります。

★取扱代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店にお申込みいただいで有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

★保険料お支払いの際は、当社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。1か月経過後も保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。

★複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は幹事会社として他の保険会社の代理・代行を行います。

★独立行政法人住宅金融支援機構等公的融資に関わる建物には、この保険のご契約ができない場合がありますのでお申出ください。

【クーリングオフ(お申込みの撤回等)について】

★保険期間1年間を超える長期契約については、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、申込書に添付されておりますご説明書類をご覧ください。

【税法上の取扱い】

★平成18年度税制改正により、損害保険料控除制度は平成18年12月31日をもって廃止され、平成19年1月から地震保険料控除制度が創設されました(注)。個人契約の場合、お支払いいただく地震保険料が地震保険料控除の対象となり、所得税については最高50,000円まで、住民税については最高25,000円まで毎年の課税対象額から控除されます。なお新制度適用時期は所得税が平成19年、住民税が平成20年度からとなります(平成21年2月現在)。

(注)平成19年1月1日以降始期のご契約および平成18年12月31日以前始期契約かつ平成19年1月以降に保険料をお支払いいただくご契約が対象となります。

【ご契約内容の変更について】

★ご契約後、次の場合には、事前に取扱代理店または当社にご連絡ください。ご連絡がないと、変更後に生じた損害について保険金をお支払いできない場合があります(詳細は普通保険約款の通知義務に関する規定をご覧ください。)

○保険の対象を売却、譲渡される場合 ○建物の構造・用途を変更される場合 ○保険の対象を他の場所に移転される場合

○他の保険会社と地震等による損害に対して保険金を支払う保険契約を締結される場合

【保険会社破綻時等の取扱い】

★損害保険会社の経営が破綻した場合でも、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険では、「損害保険契約者保護機構」により地震保険の保険金や解約返れ金は100%補償されます。〔平成18年4月改正〕

【その他ご注意事項】

★地震等により保険の対象が全損となり保険金をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。

万一、事故が発生した場合は

事故が発生した場合には、ただちに取扱代理店または当社にご連絡ください。

ご連絡が遅れますと、保険金のお支払いが遅れたり、お支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

契約概要のご説明 — 地震保険

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約いただく前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約内容の詳細については普通保険約款・特約条項でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

- ①地震保険は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により建物・家財などが損害を受けた場合に保険金をお支払いする保険です。
- ②地震保険を単独でご契約いただくことはできません。住宅火災保険、住宅総合保険、普通火災保険、店舗総合保険、団地保険、ホームライフ総合保険または積立型火災保険等の火災保険とあわせてご契約いただきます。地震保険のご契約を希望されない場合は、申込書の「地震保険ご確認欄」に押印ください。
- ③火災保険が保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。なお火災保険の保険期間の途中から地震保険を契約いただくこともできます。

(2)補償内容

①保険金をお支払いする主な場合(主な支払事由)

地震等を直接または間接の原因とする火災、倒壊、埋没または流失によって保険の対象に生じた損害が全損、半損または一部損となった場合(詳しくは2ページでご確認ください。)に保険金をお支払いします。「全損」「半損」「一部損」の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

地震保険では、次に掲げる事由等に対しては保険金をお支払いしません。なお免責事由の詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

- ご契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人(ご契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意もしくは重大な過失または法令違反

- 家財のうち、次のものは地震保険の保険の対象には含まれません。これらのものについては、「明記物件」として火災保険の保険の対象に含まれている場合であっても地震保険では対象となりません。

- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、その他これらに類するもの
- ・自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)
- ・貴金属・宝石、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの等

- 建物、家財が地震等により損害を受けた場合でも、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、地震等の際の保険の対象の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いしません。

(3)保険期間

- ①火災保険の保険期間が1年以下の場合には、火災保険の保険期間にあわせて地震保険をご契約ください。
- ②火災保険の保険期間が2年以上5年以下の長期保険料一括払特約付火災保険および一時払の積立型火災保険の場合には、火災保険(※)の保険期間にあわせて最長5年までの地震保険契約をご契約いただくことができます。
- ③なお、火災保険(※)の保険期間が5年を超える場合は、5年を超える期間について火災保険(※)の満期まで自動的に地震保険を継続する自動継続特約(地震保険用)をセットして地震保険をご契約ください。
※積立型火災保険を含みます。

(4)保険金額

地震保険の保険金額につきましては、次の①～②にご確認ください。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険金額につきましては、申込書にてご確認ください。

- ①地震保険の保険金額は、建物、家財ごとにセットでご契約いただく火災保険の保険金額の30%～50%の範囲でお決めください。ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。
※マンション等の区分所有建物の場合は各区分所有所ごとにこの限度額が適用されます。
- ②既に他の地震保険契約があり、追加でご契約いただく場合は、上記①の限度額から他の地震保険の保険金額の合計金額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

2.保険料

地震保険の保険料は保険金額のほか、建物の所在地・構造により異なります(保険料の目安につきましては、2ページをご覧ください。)。また、建物の耐震性能に応じた建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引および耐震診断割引があります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、申込書にてご確認ください。

*大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引き受けできませんのでご注意ください。

3.保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を現金で払い込む一時払と、複数の回数に分けて払い込む分割払があります。分割払のうち、一般分割払の場合には、保険料が割増となり、払込方式等により割増率が異なります。

払込方式	一時払	一般分割払	割増率
口座振替方式	○	○(12回)	5%
直接集金方式	○	○(12回)	6%

上記以外に、ご契約者の勤務または所属する団体等を通じて集金する団体扱や集団扱もありますが、一定の条件があります。自動継続特約(地震保険用)をセットしてご契約いただいた場合、自動継続時の保険料の払込方法は口座振替方式または直接集金方式からお選びいただけます(地震保険の保険期間が2年以上5年以下の長期の場合には、直接集金方式のみとなります。)。また、火災保険の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。詳しくは、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

4.満期返れい金・契約者配当金

地震保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約返れい金を返還させていただく場合または保険料について追加のご請求をさせていただく場合があります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

<保険会社等の相談・苦情・連絡窓口>

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

三井住友海上 お客さまデスク

0120-632-277(無料)

受付時間：平日 9:15～20:00

土日・祝日 9:15～17:00(年末年始は休業させていただきます)

(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」は

保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808(無料)

携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。

受付時間：平日/9:00～18:00

万一事故にあわれたら

事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

事故はいち早く

「三井住友海上 事故受付センター」 0120-258-189(無料)

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

<http://www.ms-ins.com>

※ご契約者さま向けサービス お客さま  サービスもこちらから

 三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

〒104-8252 東京都中央区新川112-2-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日 9:15～20:00 土日祝日 9:15～17:00(年末年始は休業させていただきます)

ホームページアドレス <http://www.ms-ins.com>